

お客さまのための 戦略経営ガイドブック



いつもコマツをご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

このガイドブックは、お客さまの経営戦略に役立つ最新の優遇税制などの上手な活用法をご紹介します。

【本ガイドブックの目次】

1	機械の減価償却計算のルール	2
2	即時償却の活用のポイント	3
3	中小企業投資促進税制の活用のポイント	3
4	即時償却の効果(計算事例)	4
5	少額減価償却資産の特例の活用のポイント	5
6	中古資産の耐用年数特例の活用のポイント	6
7	補助金の活用のポイント	7
8	活用しやすい主な補助金制度	
	(1) 商用車等の電動化促進事業補助金	7
	(2) 高度安全機械等導入支援補助金	7
	(3) 中小企業省力化投資補助金	8
9	インフォメーション	8

1 機械の減価償却計算のルール

1. 減価償却の基本ルール

①減価償却の考え方

機械の購入金額は、一度に全額を経費にするのではなく、「減価償却費」として毎事業年度に分けて計上します。

②法人の場合

減価償却費は、法律で定められた「償却限度額」の範囲内であれば、任意の金額を計上できます。一般的には「定率法」が採用されます。

③個人事業主の場合

減価償却は必ず行わなければなりません(任意ではありません)。通常は「定額法」を使用します。

④期中取得の場合の計算方法

事業年度の途中で機械を取得した場合は、使用した月数に応じて減価償却費を計算します。

なお、1カ月未満の端数は「1カ月」として扱います。

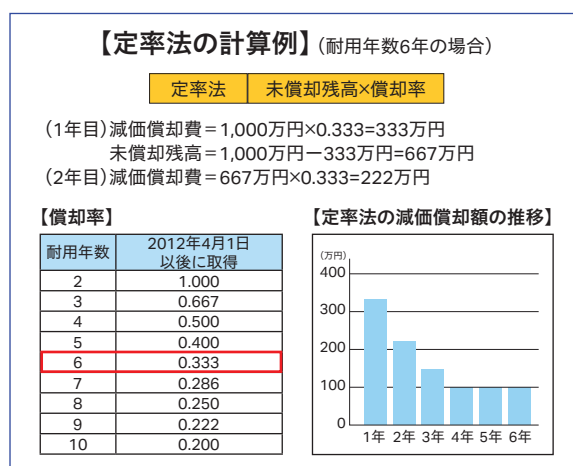
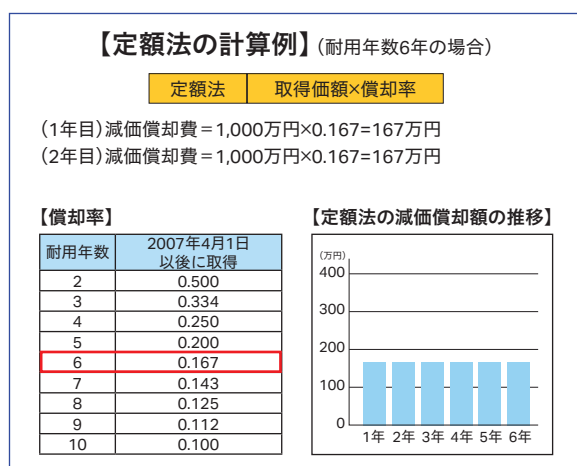
⑤定額法と定率法の違い

●定額法：毎年同じ金額を計上 ●定率法：初年度に多く、年々少なくなる(償却率は定額法の約2倍)

そのため、早期に多くの経費を計上したい場合は、定率法が有利です。

※個人事業主が定率法を選択する場合は、税務署へ「減価償却方法の選択届出書」の提出が必要です。

2. 定額法と定率法の計算例



3. 法定耐用年数

①法定耐用年数とは

減価償却資産の耐用年数は、省令の別表に基づいて定められており、機械・装置の種類や用途によって異なります。機械装置の法定耐用年数は、財務省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に規定されております。

②業種による違いに注意

同じ機械であっても、使用する業種によって耐用年数が異なるため注意が必要です。

③具体例：油圧ショベル・ブルドーザの場合(右表)

林業	5年
総合工事業	6年
農業	7年
畜産業	7年(※総務省の日本標準産業分類の「大・中・小・細分類項目表」では「大分類A 農業、林業、中分類01 農業、小分類012 畜産農業」に該当します)
産業廃棄物処理業 リサイクル業	8年(※耐用年数省令別表第二の「設備の種類」に特掲されていないお客様については、概ね「55前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」と判定されます。)

2 即時償却の活用のポイント

1. 中小企業経営強化税制の概要

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、対象設備の取得や製作等をした場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金の額等が3,000万円超の法人は7%)が選択適用できるものです。

2. 令和8年度の改正事項

- ①対象設備の工具および器具備品の要件が見直され、「1台または1基30万円以上」から「1台または1基40万円以上」へと引き上げられました。
- ②機械装置についての変更はありません。
- ③適用期限の変更はなく、令和9年3月31日まで活用できます。

■A類型の対象設備

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一の取得価額)
機械装置	全て	160万円以上
工具	測定工具及び検査工具	40万円以上
器具備品	全て	40万円以上
建物附属設備	全て	60万円以上
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上

3. 即時償却活用のポイント

- ①取得した資産の全額を初年度に経費として計上できるため、初年度の税負担を大きく軽減することができます。
- ②特に、多額の利益が見込まれる年度に活用することで、高い節税効果が期待できます。
- ③適用にあたっては工業会の証明書が必要となるため、事前にコマツ営業担当へ証明書の取得が可能かどうかを確認しておきましょう。

3 中小企業投資促進税制の活用のポイント

1. 中小企業投資促進税制の概要

機械装置等の対象設備を取得や製作等をした場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(個人事業主、資本金3,000万円以下の法人が対象)が選択適用できるものです。

2. 令和8年度の改正事項

- ①対象設備の「測定工具・検査工具」の要件が見直され、「1台または1基30万円以上(合計120万円以上)」から「1台または1基40万円以上(合計120万円以上)」へと引き上げられました。
- ②機械装置についての変更はありません。
- ③適用期限の変更はなく、令和9年3月31日まで活用できます。

3. 中小企業投資促進税制の活用のポイント

- ①一定の機械装置等を導入した場合、普通償却とは別に、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除を受けることができます。
- ②「中小企業経営強化税制」と比較して、経営力向上計画の認定といった煩雑な手続きが不要であるため、比較的簡単に活用できます。

4 即時償却の効果(計算事例)

【A社の事例】

A社は、資本金3,000万円の総合工事業で、3月決算・定率法を採用しています。

当期の利益は3,000万円(予想法人税額630万円)と見込まれており、10月に3,000万円の建設機械を購入し、同月から稼働したケースを想定します。

項 目	中小企業経営強化税制		中小企業投資促進税制
	即時償却	税額控除	特別償却30%
予想利益	3,000	3,000	3,000
年間償却額	①3,000	②500	⑥1,400
優遇税制活用後の利益	0	③2,500	⑦1,600
税額控除額	0	④103	0
優遇税制活用後の法人税	0	⑤411	⑧306

(注) 計算は、便宜上、1万円未満の端数を四捨五入しております。

【計算の手順】

(即時償却の場合)

① 普通償却と即時償却の合計 = 3,000

取得した設備について、普通償却と即時償却を合わせて全額を初年度に計上します。

その結果、課税所得はゼロとなり、法人税も発生しません。

(税額控除の場合)

② 普通償却額 = $3,000 \times 0.333$ (定率法の償却率) $\times 6$ カ月 / 12 カ月 = 500

③ 仮計算の所得 = $3,000 - 500 = 2,500$

④ 仮計算の法人税額 = $800 \times 15\% + (2,500 - 800) \times 23.2\% = 120 + 394 = 514$

税額控除限度額 = (仮計算の法人税額) $514 \times 20\% = 103$

(注) 税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%が上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に限り繰り越すことができます。

⑤ 優遇税制活用後の法人税 = $514 - 103 = 411$

(中小企業投資促進税制の特別償却を活用した場合)

⑥ 年間償却額 = 普通償却額 + 特別償却額

普通償却額 = $3,000 \times 0.333$ (定率法の償却率) $\times 6$ カ月 / 12 カ月 = 500

特別償却額 = $3,000 \times 30\%$ (特別償却の率) = 900

$500 + 900 = 1,400$

⑦ 優遇税制活用後の利益 = $3,000 - 1,400 = 1,600$

⑧ 優遇税制活用後の法人税額 = $800 \times 15\% + (1,600 - 800) \times 23.2\% = 306$

(参考) 中小法人の法人税の軽減措置

区 分		2012年度～2026年度
中小法人 (資本金1億円以下)	年800万円以下の所得金額	15%
	年800万円超の所得金額	23.2%

5 少額減価償却資産の特例の活用のポイント

1. 減価償却資産の考え方

<原則>

減価償却資産は、耐用年数の期間に分割して損金算入します。

<例外>

(例外①)取得価額10万円未満の減価償却資産

限度額の制限なく、全ての企業で全額損金算入が可能です。

(例外②)取得価額20万円未満の減価償却資産

限度額の制限なく、全ての企業で3年間の均等償却が可能です。

(例外③)取得価額40万円未満の減価償却資産(少額減価償却資産の特例)

中小企業等に関し、年間合計300万円まで全額損金算入が可能です。

	本則(全ての企業)		特例(中小企業者等のみ)
資産の取得価額	10万円未満	20万円未満	40万円未満
損金算入方法	全額損金算入	3年間均等償却	全額損金算入
限度額	—	—	年間300万円以下

2. 少額減価償却資産の特例の概要

少額減価償却資産の特例とは、中小企業者等に関し、40万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間合計300万円までを限度として、即時償却(全額損金算入)が認められる制度です。

3. 令和8年度の改正事項

- ①適用期限が令和11年3月31日まで3年間延長されました。
- ②取得価額の基準が30万円未満から40万円未満へと引き上げられました。

4. 対象法人の制限

- ①本特例の適用を受けるためには、「常時使用する従業員数」を満たす必要があります。
- ②従業員数の判定は、資産の取得日および事業で使用を開始した時点の状況で判断します。
 - 令和8年3月31日まで：500人以下
 - 令和11年3月31日まで：400人以下

5. 少額減価償却資産の特例の活用効果

【B社の事例】

B社(9月決算)は、当期の利益を1,000万円と見込んでいます。期末時点では、少額減価償却資産の特例枠(上限300万円)が利用可能な状況にあります。このような中、B社は取得価額が40万円未満の減価償却資産を、総額300万円分購入しました。

項目	現 状	少額減価償却資産の特例
①課税所得(予想)	1,000	1,000
②少額減価償却資産300万円の償却額	—	300
③課税所得	1,000	700
④法人税額	166	105
⑤法人税の節税額		61

6 中古資産の耐用年数特例の活用のポイント

1. 中古資産の耐用年数の考え方

<原則>

原則として、新品と同じ「法定耐用年数」を使用します。

<例外>

(例外①) 見積りによる耐用年数

その資産が実際に使用できる年数を見積もり、合理的な耐用年数を設定する方法です。

(例外②) 簡便法による耐用年数

使用可能年数を見積もることが難しい場合には、次の計算式(簡便法)によって耐用年数を求めることができます。この方法を使うと、新品より短い耐用年数で償却できるため、減価償却費を早く計上できるという効果があります。

■簡便法の計算式

法定耐用年数の全部を経過	法定耐用年数の一部を経過
その法定耐用年数の20%	未経過年数(法定耐用年数－経過年数)＋経過年数の20%

2. 簡便法の活用効果

【C社の事例】

C社(総合工事業、9月決算・定率法採用)は、当期の利益を1,000万円と見込んでいます。10月に中古の油圧ショベルを500万円で購入しました。この資産は、法定耐用年数6年、経過年数4年のものです。本事例では、次の2つの方法で比較します。

(A) 法定耐用年数(6年)で償却する場合

(B) 簡便法による耐用年数(2年)で償却する場合

※簡便法による耐用年数の計算： $(6年 - 4年) + (4年 \times 20\%) = 2.8年 \rightarrow 2年$

項 目	法定耐用年数(6年)で 償却する場合	簡便法による耐用年数(2年)で 償却する場合
①令和8年9月決算での予想課税所得	1,000	1,000
②当該設備の当期減価償却額	167	500
③課税所得	833	500
④法人税額	128	75
⑤法人税負担の軽減額	—	53

【解説】

中古資産に「簡便法」を適用すると、法定耐用年数よりも短い耐用年数で減価償却を行うことができます。その結果、減価償却費を早い段階で多く計上することができるため、当期の課税所得を抑えることができ、法人税の負担を軽減する効果が期待できます。本事例では、簡便法を活用することで、法人税を53万円軽減する結果となっています。

ただし、中古機械を購入する際には、単に価格が安いという点だけで判断するのではなく、作業能力や使用状況、今後の修理・メンテナンスの必要性なども含めて総合的に検討することが大切です。

7 補助金の活用のポイント

1. 補助金活用のポイント

①機械導入による総合的なメリット

機械の導入は、技術力や企業イメージの向上につながります。さらに、優遇税制や補助金を活用することで、税負担・資金負担の軽減やキャッシュフローの改善も期待できます。

②優遇税制と補助金の併用について

新品の機械であれば、原則として優遇税制(即時償却)と補助金の併用が可能です。

③補助金の収益計上のタイミング

補助金は入金日ではなく、「交付決定日」を基準に収益として計上します。

④圧縮記帳の注意点

補助金は「圧縮記帳」により利益計上を繰り延べることも可能ですが、即時償却に影響するため、専門家の判断が必要です。

⑤詳細については、コマツ営業担当までお気軽にご相談ください。

8 活用しやすい主な補助金制度

(1) 商用車等の電動化促進事業補助金

商用車や建設機械の電動化を支援するものです。本制度を活用することで、技術革新の促進につながるだけでなく、CO₂削減によって環境に配慮した企業としてのイメージ向上にもつながります。なお対象機械は、国土交通省認定の電動建設機械(GX建機)です。

【コマツ対象機械】※2026年5月末時点

認定番号	型式	認定機種	仕様
GX-5	コマツ PC304	PC138USE-11	有線式電動油圧ショベル
GX-7	コマツ PC317	PC30E-6	バッテリー式 アタッチメント配管付きアームクレーン仕様
GX-9	コマツ PC319	PC05E-1	バッテリー式 アタッチメント用油圧取出口標準装備
GX-13	コマツ PC302	PC78USE-11	有線式電動油圧ショベル
GX-17	コマツ PC322	PC01E-2	バッテリー式 ゴム履帯、標準アーム仕様
GX-24	コマツ PC317	PC30MRE-6	バッテリー式 アタッチメント配管付きアームクレーン仕様

【問い合わせ先】

一般社団法人日本建設機械
施工協会HP「商用車等の
電動化促進事業(建設機械)」
https://jcmnet.or.jp/hojojigyo_r7_hosei_1/



(2) 高度安全機械等導入支援補助金

建設現場の労働災害を減らすため、車両系建設機械への特定安全装置の導入を支援するものです。社員の作業安全性を確保できます。建設業の方が活用しやすい補助対象機械も用意されています。

【コマツ対象機械】

■油圧ショベル対象一覧



■ホイールローダー対象一覧



【問い合わせ先】

建設業労働災害防止協会HP
「高度安全機械等導入支援補助金」
<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html>



(3) 中小企業省力化投資補助金

人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムの導入を支援するものです。設備導入の初期費用負担を軽減できるほか、生産性向上や人手不足対策、作業精度の向上にもつながります。制度にはカタログ注文型と一般型があります。

カタログ注文型	一般型
カタログに掲載された省力化効果のある汎用製品 補助上限：最大1,500万円	個別現場の設備や事業内容に合わせた設備導入・システム構築 補助上限：最大1億円

カタログ注文型

【コマツ補助対象製品】※2026年5月末時点

◆カテゴリー：マシンコントロール・マシンガイダンス機能付ショベル

◆省力化製品：マシンコントロール機能付ショベル 12製品(PC200i-12 プランA・B)

マシンガイダンス機能付ショベル 3製品(PC228US-11、PC138US-11、PC78US-11)

◆対象製品詳細は右記QRからご確認ください。



【補助率と補助上限額】

従業員 ※交付申請時点	補助率	補助上限額	(大幅な質上げを行う場合)
5人以下	1/2	500万円	750万円に引き上げ
6～20人		750万円	1,000万円に引き上げ
21人以上		1,000万円	1,500万円に引き上げ

※補助上限額は、各交付申請時点での従業員数、大幅な質上げによる補助上限額引き上げの有無により決定します

※2回目以降の交付申請では補助上限額の2倍が累計上限となり、前回までの交付額を差し引いた範囲での申請となります

補助上限額がアップする【大幅質上げ特例】の適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+3.0%以上とする計画を策定し申請する必要があります。

※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。

■補助金の活用事例

	具体例 1	具体例 2	具体例 3
①製品本体の購入価格	2,000万円	2,000万円	4,000万円(二台口※2)
②従業員数 (全社大幅な質上げを行うと仮定)	5人以下		
	6～20人	○	
	21人以上		○
③製品本体の補助額※1 (①×1/2 or ②従業員数別補助上限額の低い額)	1,000万円 (従業員数上限額)	1,000万円 (2,000万円×1/2)	1,500万円 (従業員数上限額)
中小企業等の実質負担額	1,000万円	1,000万円	2,500万円

※1 補助上限の考え方：交付申請額の1/2かつ補助上限額以下

※2 二台口の場合、同一製品同一プランである必要があります

※購入価格はあくまで一例であり、仕様によって異なります

■申請の流れ ※簡易版になります。

公募(締切：令和9年3月末日)

カタログ
販売事業者を選択
省力化製品を選択

販売事業者と共同申請

審査

補助金の採択・交付決定

補助事業実施期間

補助事業開始

発注・契約・納品・支払い

確定検査

補助金請求

補助金支給

終了後

効果報告(3年間)

【問い合わせ先】

「中小企業省力化投資補助金」

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



9 インフォメーション

●注意いただく事項

このガイドブックは、2026年5月31日現在の法律に基づき作成しております。

なお、実際に活用する際は、顧問税理士・公認会計士、社会保険労務士、行政書士等の専門家に必ずご相談の上、手続きを行ってください。

●お問い合わせは

コマツ 建機マーケティング本部 国内事業本部
事業企画部 営業サポートグループ
〒108-0072 東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー
Tel: 050-3486-7147 Fax: 050-3486-7097
E-mail: JP00MBkoma_ko@global.komatsu
監修:税理士・公認会計士・行政書士 城所弘明